2　関税暫定措置法第七条の五第一項第一号に規定する第一号に係る協定対象外輸入基準数量は、平成二十九年度につき次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成二十八年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　三万三千十九トン

ロ　平成二十八年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　六万七千七百二十トン

ハ　平成二十八年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　十万五千七百十四トン

二　冷凍牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成二十八年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　三万五千四百六十八トン

ロ　平成二十八年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　七万六千七十トン

ハ　平成二十八年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　十万六千二百二十一トン

○文部科学省厚生労働省告示第四号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）附則第八条第一項第二号及び第五号の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八条第一項第二号及び第五号の文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準等を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久

独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八条第一項第二号及び第五号の文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準等

一　独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「法」という。）附則第八条第一項第二号の文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

イ　当該施設の保育従事者について、その員数が乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上であり、かつ、これらの合計数の六割以上が保育士又は看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者（以下「有資格者」という。）であること。

ロ　当該施設が児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第五章（第三十三条の規定を除く。）の規定に適合すると認められるものであること。

ハ　当該施設が児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所への移行をしようとしており、かつ、児童の福祉のために必要な保育の水準を確保していること。

二　法附則第八条第一項第五号の文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

イ　次の表の上欄に掲げる施設の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件を満たすものであること。

施設の種類	要件
児童福祉法第六条の三第九項に規定する業務を目的とする施設	家庭的保育者（児童福祉法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下この表において同じ。）を配置すること
児童福祉法第六条の三第十項に規定する業務を目的とする施設のうち、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号。以下この号において「令」という。）第二十七条に規定する小規模保育事業Ａ型を目的とするもの	保育従事者について、その員数が第一号イに定める数の合計数に一を加えた数以上であり、かつ、その六割以上が有資格者であること
児童福祉法第六条の三第十項に規定する業務を目的とする施設のうち、令第二十七条に規定する小規模保育事業Ｂ型を目的とするもの	保育従事者について、その員数が第一号イに定める数の合計数に一を加えた数以上であり、かつ、その半数以上が有資格者であること
児童福祉法第六条の三第十項に規定する業務を目的とする施設のうち、令第二十七条に規定する小規模保育事業Ｃ型を目的とするもの	家庭的保育者を配置すること
児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とする施設のうち、利用定員が二十人以上のもの	保育従事者について、その員数が第一号イに定める数の合計数以上であり、かつ、その六割以上が有資格者であること
児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とする施設のうち、利用定員が十九人以下のもの	保育従事者について、その員数が第一号イに定める数の合計数に一を加えた数以上であり、かつ、その半数以上が有資格者であること

ロ　当該施設が令第二章（第二十三条第一項の規定を除く。）、第三章（第二十九条、第三十一条及び第三十四条第一項の規定を除く。）又は第五章（第四十四条及び第四十七条の規定を除く。）の規定に適合すると認められるものであること。

ハ　当該施設が児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業又は同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設への移行をしようとしており、かつ、児童の福祉のために必要な保育の水準を確保していること。

三　法附則第八条第一項第二号又は第五号の規定により、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められる施設は、都道府県又は市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）に対して必要な資料を提出し、かつ、都道府県又は市町村による実地の調査を受けることにより、第一号又は第二号の基準に適合することが確認されたものとする。

○財務省告示第百五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第一号及び第二項の規定に基づき、平成二十八年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量並びに平成二十九年度における輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十九年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第一号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量とする。

イ　平成二十八年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量　二十二万七千六百四十七トン

ロ　平成二十八年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量　四十五万五千九百九十九トン

ハ　平成二十八年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量　六十八万三千五百二十五トン

二　平成二十九年度における輸入基準数量　八十二万六千百三十一トン